

働けなくなるリスクへの備えに

収入サポート保障 **働くわたしのマセール** 生活障害共済

働けなくなるリスクって？

病気・ケガを問わず障害を負って働けなくなった場合、**収入の減少と支出の増加**という2つの問題が発生します。また、農家の場合、パート代やヘルパー代等の費用が生じることがあり、支出はサラリーマン世帯より大きくなる傾向にあります。



リスクと保障提供イメージ

入院・手術等のリスク
[癌]共済
[がん]共済

働けなくなるリスク
(身体障害状態)

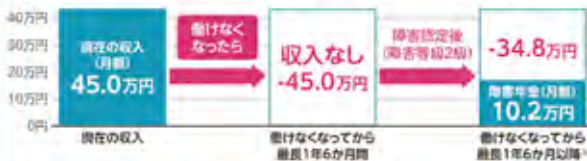
死亡のリスク
[終身]共済
[遺老]生命共済

身体障害状態により働けなくなった場合の収入をサポートする共済です。

農家（個人事業主）の場合の収入減少例

事業収入月額45万円で、配偶者と2人の子ども（18歳の3月末までの未婚の子）がいる場合

年間で最大約**540万円**(-45.0万円×12か月)の**収入減**になります



※初診日から1年6か月経過した日またはそれ以前に症状が固定した日以降

働けなくなるケースの例

- ケース① 農作業中に農機に手を挟まれ、片手の親指と人差し指を失うことに
- ケース② 心疾患が原因で心臓ペースメーカーの装着が必要になり、生活活動が著しく制限されることに
- ケース③ 糖尿病性腎症により人工透析を受け続けることに

【ご契約例】一時金型・加入年齢35歳・払込終了年齢65歳・共済期間65歳満了・男性・共済金額500万円・口座振替扱い



生活障害共済は、病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。また、公的な制度に連動したわかりやすい保障です。

身体障害者福祉法の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳が交付されたとき

生活障害共済金として **500万円**

ご契約例の場合、

年払共済掛金 **18,464円**

でご加入いただけます！

35歳

65歳

令和5年4月現在

- ※ 継続的な収入減少への備えとして適した定期年金型もラインナップしています。
- ※ この共済には、死亡時における保障はありません。また、生活障害共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。
- ※ 責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

JAのライフアドバイザーが詳しくご説明いたします。お気軽にお問い合わせください。

JAたきかわ共済窓口 本店 0125-22-3401 赤平支店 0125-32-2007
江部乙支店 0125-75-2221 芦別支店 0124-23-1111



[23019990013]

記載のお取扱いについては、令和5年1月末現在の法令等にもとづくものです。当資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のおしり・約款」を必ずご覧ください。